

川口市告示第 725 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により川口都市計画特別緑地保全地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに川口市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月6日

川 口 市 長
奥 ノ 木 信 夫

- 1 都市計画の種類および名称
川口都市計画 特別緑地保全地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
川口市大字西新井宿字松山の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
川口市役所 鳩ヶ谷庁舎3階 みどり課
土日祝を除く9時から16時30分まで
- 4 縦覧期間
令和7年10月6日から令和7年10月20日まで